

令和4年度 第2回 杵築市農業委員会総会議事録

令和4年5月6日 金曜日 午後13時30分 杵築市農業委員会総会を健康福祉センター 多目的ホールに招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化農地委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	立石・向野	阿 部 竜 一	山浦	岡 山 秀 徳
田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 4 号	農地法第3条の申請について
議案第 5 号	農地法第4条の申請について
議案第 6 号	農地法第5条の申請について
議案第 7 号	非農地証明願いについて

- 議案第 8 号 農地買受適格証明願の申請について
 議案第 9 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 議案第 10 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長	それでは、令和4年度第2回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(14時10分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 ■■■■ 委員と ■■■■ 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より ■■■■ 並びに ■■■■ を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第4号から議案第10号までの7議案25件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第4号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の ■■■■ と申します。よろしく申し上げます。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第4号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 ■■■■ 区、 ■■■■ 、 ■■ 歳、譲受人、 ■■■■ 区、 ■■■■ 、 ■■ 歳。申請の土地、大字 ■■■■ 字 ■■ 、地番 ■■■■ 、地目、台帳、現況ともに ■■ 、地積 ■■■■ m ² 、ほか ■■ 筆、合計 ■■■■ 筆の ■■■■ m ² です。譲受人の経営面積は、田 ■■■■ aです。理由は、市外移住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 ■■■■ 農地委員より説明願います。
■■■■ 委員	4月18日、事務局職員2名、 ■■■■ 農業委員と私で現地確認に行っていました。申請地は ■■■■ 北側から ■■■■ へ向かう道を、 ■■■■ より500mぐらい進みますと、 ■■■■ があり、次の交差点を左折し、南方向へ150mほど進んだ場所になります。 譲受人の ■■■■ さんは、現在、申請の土地を耕作してしまして、水稻を作っております。譲渡人の ■■■■ さんの移住に伴い、耕作者の ■■■■ さんに譲渡したいとの希望です。ご審議お願いします。
議長	1番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■ 委員	農業委員の ■■■■ です。 ■■■■ さんが言ってくれました通りで、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願い致します。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、現在、市外への居住を考えており、今後は、管理が出来ない状況になります。今回、申請地を以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。

	<p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番と3番については関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番と3番は譲受人が同一のため、一括して説明します。</p> <p>番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■m²です。譲受人の経営面積は、田■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。</p> <p>続いて、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■■地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■m²、合計■■筆の■■m²です。理由は、管理が困難、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番と3番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	<p>私と、■■■■農業委員、事務局職員の2名、計4名で、4月19日に現地確認を行いました。申請地は■■■■と■■■■の間あたりです。申請地■■■■は、■■■■の前の道を■■■■方面に行き、■■■■の上り口、■■■■にあります。何も植えていない状態で、■■■■さんが定期的に草刈りをしていたという事です。持ち主の方は県外在住で、管理ができないので、■■■■さんに譲り渡すということで、今回申請になったということです。次の申請地■■■■は■■■■から出まして、■■■■を左に進むと■■■■がありまして、この道を入り、右に行くと小さい倉庫があります。倉庫の横のだいたい1反、1m²の土地になります。もともと、非農地状態で、雑草でどうしようもない感じです。所有者は県外の方で、時々■■■■さんが管理していたという事で、今回の申請となりました。</p> <p>次の■■■■さんから■■■■さんへの申請の件ですけれども、先ほどの、■■■■へ向かう道をまっすぐ行きますと、■■■■しているところがあります。その斜め前のところに、■■■■さん所有の土地があります。広さは■■m²。ここはもともと■■■■さんがお借りしていたところで何年も野菜作りをしていたという事です。今後、県外の■■■■さんが、管理が出来ないという事で、今回の譲り渡しの申請となりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番と3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、■■■■さんより説明があった通りでございます。日頃より■■■■さんが丁寧に管理されているようです。問題ないと思います。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。番号2番と3番の譲渡人ともに、現在、市外へ居住しています。現在は、管理が

	<p>出来ない状況にあります。今回、自宅近くの申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、番号2番の■■■■さんの所有農地は、これ以外になく、今後自宅等も順次整理していきたい意向のようです。また、番号3番の■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■aありますが、同様に順次整理していきたいとの意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番及び3番になります。現在の■■■■さんの経営面積は■aで、農地法3条第2項第5号の下限面積要件50aを下回りますが、今回の申請により、下限面積要件を超えることとなります。それ以外の要件につきましては、問題ありません。よって、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■、地積■■m²、ほか■筆、合計■筆の■■■■m²です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	<p>4月20日、■■■農地委員と■■■農地委員、事務局職員2人、私で現地確認を行いました。■■■区上流100mくらいのところでございます。去年までは管理をしていましたが、高齢のため作業ができないという事で、今後は■■■■さんがこのまま引き継いで耕作していきたいという事で聞いております。</p> <p>以上です。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準です。譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、現在は、高齢で後継者がおらず、管理が困難な状況です。今回、譲渡人の知人である譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外にはなくなります。売却後しばらくは、譲受人の指導の下、協力して、今後も■■■■を耕作していくとのことです。また、譲受人は、■■■■在住ですが、申請地に隣接する居宅も購入し、繁忙期には、そこに滞在しながら、家族で農業を行うとのことです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。よって、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■

	<p>■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況ともに■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡です。譲受人の経営面積は、田■a、畑■a、計■aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>5番について、■農地委員より説明願います。</p>
■委員	<p>4月22日に■農業委員、事務局職員2名と私で現地確認へ行きました。■から■方面に向かい、■の交差点を左に入った■地区になります。■さんが5年前くらいからそこで■を借りて耕作しておりました。今回、■さんが、土地を売りたいという事で話がまとまり申請となりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>5番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■委員	<p>■地区を担当しております■です。ご高齢の■さんは、後継者を待っていたところを■さんが引き受けてくれるという事で話がまとまりました。慎重審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>許可基準です。譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、高齢のため管理が出来ない状況です。今回、申請地を以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■さんの所有農地は、これ以外に約■aありますが、今後順次整理していきたいとの意向のようです。</p> <p>■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。議案書にも記載しておりますが、譲受人の経営面積は■aと下限面積要件である50aを満たしておりませんが、今回の申請する農地に加え、議案第9号の利用権設定の申請を行うことにより、下限面積要件を満たすこととなります。それ以外の要件については特に問題はありません。よって、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、イ、賃借権の設定（解除条件付き）の6番と7番については関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号6番と7番は譲受人が同一のため、一括して説明します。</p> <p>番号6番、申請人、譲渡人、■区、■、■歳、譲受人、■、■、■、設立■年。申請の土地、大字■字■、地番■、地目は台帳、現況ともに■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡です。</p> <p>続いて、番号7番、申請人、譲渡人、■区、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目は台帳、現況ともに■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡です。譲受人の経営面積は、ありません。理由は、相手方の要望、■に使用とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>6番と7番について、■農地委員より説明願います。</p>
■	<p>■地区担当の■です。4月17日に私、■農業委員、申請人の■さん、農業委員会職</p>

	許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしの声ありと認めます。よって、「議案第4号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第5号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書4ページをお開きください。 「議案書第5号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]、[]歳、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、植林用地として。申請理由、周囲を山林に囲まれていることによる日照不足、水はけも悪いため、申請地に[]を植林して山林として管理したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	[]地区担当の[]です。4月21日に[]農業委員と私、事務局職員2名と現地確認に行きました。申請地は[]から300m手前を左に上ったところにあります。 以上です。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	農業委員の[]です。先ほど[]委員から話がありました通りです。ご審議ください。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	申請者の[]さんの職業は[]で、申請地で[]を栽培していましたが、高齢になったこと、傾斜地で作業が辛くなったこともあり、耕作も管理もできず困っていました。 今回、近隣で行う公共工事である[]工事に必要な土の土取場として、申請地[]㎡のうち約半分の[]㎡の表土を約1mの深さで剥いで土地の造成を行った後に、[]を植林して山林として管理する計画です。 []工事に必要な土の土取場として行う公共事業については、「土地収用法その他の法律によって收容され、又は使用した農地をその目的に供するために転用する場合」に該当するため、転用許可不要の工事となります。その工事が完了した土地から順次、[]を植林して山林として管理するために必要な転用申請となります。 まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、公共工事を行う[]から近く車両の進入が容易であること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。申請地の東側は[]、南側は[]、西側は[]、北側は[]及び[]に

	<p>それぞれ接しており、周辺に農地はなく耕作者もいないため営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■筆■㎡のうち約半分の■㎡の表土を■に 工事に使用するために約1mの深さで剥いで造成を行った後に、■を土地全体に約5m間隔 で植林する計画です。</p> <p>工事期間は、令和4年10月1日から令和7年3月31日までの約2年6ヶ月を予定しており、転用は 確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、申請地北東に新設予定の進入路と併設した側溝を新たに設置し、北 東の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、■の苗代約■円全額を自己資金で賄うようです。預貯金通 帳の写しが添付されており確認しております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考 えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、事務局より訂正があるのでお願いします。
事務局	議案書の番号1番、申請者の土地の表示の中で大字の■の■の字が■になっており ました。■の字へ変更して頂きたいと思います。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、■区、■、■歳、自営業。申請の土地、大字■字■ ■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。申請内容、■用地として。申 請理由、自宅近隣の申請地を■として利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	2番について、■農地委員より説明願います。
■委員	農地委員の■です。4月20日、■農業委員、■農地委員、事務局職員の計5名で現地確認 に行ってきました。申請地は■から少し入ったところです。住宅地と農地の境目ぐらいで す。この場所を■として使用していきたいという事です。よろしくをお願いします。
議長	2番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	見た限り住宅と併設しております。自分としてはこのまま申請をお願いしたいと思っていま す。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>申請者の■さんの職業は■で、申請地近隣の自宅に家族■人で暮らしています。転 用の目的は、仕事で使用する■が不足したため、自宅近隣の申請地を■として利用する ことです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農 地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近く にないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅及び仕事場から近く■の移動や作業を行うのに 適していること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用 地区域外農地であることを確認しております。</p>

	<p>次に、一般基準です。申請地の東側は■■■■、南側は■■■■、西側は■■■■、北側は■■にそれぞれ接しており、転用に際し、申請地北側の隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■筆■■㎡のうち、土地の境界から1m間隔をあけた内側の約■■㎡に高さ1mの盛土を行い、盛土した部分を■■■■及び■■■■として利用する計画です。また、防除対策として、境界付近にブロック塀を設置して土砂の流出を防止します。</p> <p>工事期間は、令和4年6月20日から令和4年8月31日までの約2ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、西側及び東側の既存側溝を經由して南側市道側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、土地造成費約■■■■円全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており確認しております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第5号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第5号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第5号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第6号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>「議案書第6号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡。申請内容、駐車場用地・資材置場用地として。申請理由、自宅に隣接する申請地を駐車場及び資材置場として利用したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>■■■■地区担当の■■■■です。4月21日、■■■■農業委員と事務局職員で現地確認をしました。申請地は■■■■から■■■■方面へ1kmほど行った左手側にあります。今までは家庭菜園として借り受けていましたが、土地所有者が高齢となり、整理を考えていること、転用者が駐車場と資材</p>

	置き場が必要となり、お二人のお話がまとまり、今回申請となりました。ご審議のほどよろしく お願い致します。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 地区担当の です。今 農地委員が言ったことに問題はございません。資材置き場 になっていますが、農業用資材を置くそうです。審議よろしくをお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>土地所有者の さんは、県外に住んでおり高齢になったこともあり農地の管理に困っ ていました。一方、転用者の さんは、申請地横の自宅に家族 人で暮らしていますが、駐 車場と資材置場が不足したため利用できる土地を探していました。そこで双方が話し合い、所有 権移転をして、 及び として利用する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農 地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近く にないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅の隣地であり利便性が高いこと、十分な面積が 確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認 しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の東側は 、南側は 、西側は を挟んで 、北側は に それぞれ接しており、転用に際し、申請地東側及び北側の隣地土地所有者からの承諾書が添付さ れています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地 筆 m²を、駐車場 台分及び木材等の資材置場として 利用する計画です。</p> <p>工事期間は、令和4年6月1日から令和4年7月31日までの約2ヶ月を予定しており、転用は確実 と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、北側の溜桝から西側の既存側溝に接続予定であり、排水に関して各 関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、土地代及び造成費約 円全額を自己資金で賄うようです。 預貯金通帳の写しが添付されており確認しております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考 えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、 区、 、 、 歳。転用者、 区、 、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。申請内容、車両置場用地として。申請理由、申請地を自動車整備用の車両 置場として利用したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、 農地委員より説明願います。
 	4月19日に 委員と私と職員2名で現地確認に行きました。 さんが さんの土地を以前

委員	からきれいに管理されていました。周りは下に田、水路と■■■があつて、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	日頃から草刈りをし、水はけのよいようにやっております。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願ひます。
事務局	<p>土地所有者の■■■■さんは、高齢になったこともあり農地の管理に困っていました。一方、転用者の■■■■さんは、申請地近隣で■■■■を営んでおり、■■■を行うために必要な■■■■が不足したため利用できる土地を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして、申請地を■■■■として利用する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くはないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、■■■■の隣地であり利便性が高いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の東側は■■■、南側は■■■■、西側は■■■■、北側は■■■■にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■㎡を、■■■台分の車両置場として利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、土地の形状を変えず自然浸透とし、現状のまま土地を利用します。現在まで被害等は発生しておらず、雨水及び土砂流出の危険性はないと考えられますが、転用に際し被害等が発生した場合は、責任をもって処理する旨の書面をいただいております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第6号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第6号」「農地法第5条の申請について」は、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしの声ありと認めます。よって「議案第6号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
	< 休 憩 >
議長	次に、「議案第7号」「非農地証明願ひについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「議案書第7号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目■■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。申請地の状況は、■■■■は山林、■■■■は宅地となっております。転用又は耕作放棄された理由は、■■■■については、雑木が生い茂っており、耕作を断念したため。■■■■については、住宅を建ててしまったためです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	4月20日、■■■農地委員、事務局職員と私で現地確認を行いました。申請地は■■■■の下側、土手のところです。■■■■は雑木が生えており、■■■■は宅地となっております。審議の方よろしくをお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を4月20日に、■■■■農地委員、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請の土地は、先ほどの議案第4号の■■■■さんの農地売却に関連した案件となります。今回、申請者の■■■■さんが売却予定の土地の一部に、宅地等の非農地化した土地があったため、合わせて売却するために、非農地証明願いが提出されました。申請の土地ですが、■■■■及び■■■■土地は、平成17年に申請者が相続した土地となります。■■■■の土地は、相続した時点から、雑木が生い茂っており、耕作を断念したとのことです。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。</p> <p>続いて、■■■■の土地ですが、昭和40年ごろに農地法の転用等制度を知らないまま、自宅を建ててしまったとのことです。申請地の現況は証明書発行基準第2の5に該当します。</p> <p>いずれの土地も農用地区域外農地である確認も行っています。</p> <p>以上より、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第7号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第7号」「非農地証明願いについて」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしの声ありと認めます。よって、「議案第7号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第8号」「農地買受適格証明願の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書7ページをご覧ください。

	<p>民事執行規則第33条の規定による農地等の競売について、下記のとおり農地買受適格証明願いの申請があったので、これを証明することについて意見を求めます。</p> <p>競売農地の表示、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、台帳、■■■、現況、■■■、地積■■■㎡、計■■■㎡。申請人、■■■、■■■、■■■歳。申請人の経営面積は田■■■a、畑■■■a、計■■■a。取得の理由は経営規模拡大のため。</p> <p>また付帯決議事項として、本件に関して、買受者が農地法第3条申請を提出した場合は、委員会審議を省略し許可書を交付することとなります。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■農地委員より説明願います。
委員	<p>農地委員の■■■です。■■■農業委員と事務局職員2名で、4月19日現地確認を行いました。■■■を■■■方面へ行って、■■■の橋を渡り、■■■の道を上がって、■■■を通過し、■■■を右に200mほど行くと一番奥の下側、地目は■■■ですが、■■■みたいな感じで、何十年とそのままでした。下には住宅が一軒あり、排水関係の色々な問題で、畑以外での利用はちょっと難しいのかなという感じです。申請者の■■■さんは柑橘系を耕作されていたという事で、ここを柑橘系で経営拡大していきたいという事です。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	1番について、■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	<p>現地確認に行った際、人家があって、水が出た時が一番心配されるわけでございます。その点を十分今後重視しながら、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>今回、競売物件の入札に参加したいとのことで、農地買受適格証明願が出されたところです。許可基準について、先ほどの農地法第3条の要件と同様の扱いとなります。</p> <p>A4の許可基準一覧の3枚目をごらんください。申請者の■■■氏は、■■■在住ではありますが、■■■農業委員会発行の耕作証明も提出され、農業従事者であることの確認や下限面積要件も確認しました。</p> <p>以上のことから、■■■さんの農地買受適格証明願の証明については不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第8号」「農地買受適格証明願の申請について」の1番について事務局より説明及び地区担当委員による意見がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。本案については、農地等の競売についての要件に適格であることを承認すること、並びに、後日買受者が農地法第3条の申請を提出した場合、委員会の審議を省略し許可書を交付することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第8号」「農地買受適格証明願の申請について」の1番については、これを承認することに決めます。

議長	次に、「議案第9号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号2番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思ひます。
	< 委員退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。 「議案第9号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定。 番号2番、申請人、貸人、区、借人、区、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積m ² 、ほか筆、合計筆のm ² です。設定期間は年新規で、借人の経営面積は、田a、畑a、計a。 以上です。
議長	只今、「議案第9号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号2番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第9号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号2番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第9号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号2番については、これを承認することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 委員入室 >
議長	次に、「議案第9号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号4番から9番と、「議案第10号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、委員には退出していただきたいと思ひます。
	< 委員退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	9ページです。 番号4番、申請人、貸人、区、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地、大字字、地番、地目、地積m ² 、ほか筆、合計筆のm ² です。設定期間は年再設定で、借人の経営面積は、公社のためありません。 以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。

	<p>番号5番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m²です。</p> <p>番号6番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m²です。</p> <p>番号7番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m²です。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²です。</p> <p>番号9番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²です。</p> <p>番号4番から9番までの公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇に対する貸し付けは、合計■■筆■■■m²となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第9号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号4番から9番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第9号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号4番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第9号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号4番から9番については、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第10号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>「議案第10号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めます。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。借受人、■■■■区、■■■■。対象農地は、杵築市■■■■筆■■■m²、杵築市■■■■筆■■■m²となります。</p> <p>詳細は、次の13ページの農用地貸付調書をごらんください。先ほど審議いただきました9ページの集積計画（案）において、公社に貸し付けをした4番から9番までの土地を、中間管理事業により、新たな耕作者に貸し付けする予定の土地の一覧となります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の審議内容と同じでありますので、説明を省略します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第10号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>

各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第10号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについて意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第10号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、意見なしとして報告します。 それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■ 委員入室 >
議長	次に、「議案第9号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号1番と3番及び10番から11番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	8ページをご覧ください。 番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■a、畑■a、計■aです。 番号3番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡です。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■a、畑■a、計■aです。 続いてイ、所有権の移転です。11ページになります。 番号10番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■。譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡です。農地売買支援等事業による公社買い入れとなります。 番号11番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、合計■筆の■■■㎡です。10番同様に農地売買支援事業による公社買い入れとなります。 議案書8ページから11ページまでに対する集積計画(案)の総数は、貸し手農家数■戸、借り手農家数■戸。利用権の設定面積■■■■㎡、所有権の設定面積■■■■㎡。計■■■■㎡となります。
議長	只今、「議案第9号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の1番と3番及び10番から11番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第9号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の1番と3番及び10番から11番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第9号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番と3番及び10番から11番については、これを承認することに決めます。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和4年度第2回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(15時31分：終了)